**平成２９年（フ）第４９号**
京都府福知山市字土師186番地の15
債務者　狩野　英男
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２９年（フ）第１０６５号**
大阪府羽曳野市南恵我之荘８丁目１番14―４号
債務者　野井　絵里（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１２７号**
大阪府羽曳野市高鷲10丁目14番２号
債務者　荒川　芳巳
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１４０号**
大阪府高石市取石２丁目13番53号
債務者　髙橋由記子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第４号**
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目26番14号
債務者　浅井　正充
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第９３号**
山口県周南市大字呼坂1973番地
債務者　友重　　悟
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第９４号**
山口県周南市大字呼坂1973番地
債務者　友重菜穂子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第５３６４号**
大阪府箕面市彩都粟生南２丁目12番62―307号
債務者　髙口　加奈
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５７６６号**
大阪府四條畷市田原台７丁目４番10号
債務者　ＳＯＮ　ＪＯＮＧ　ＴＡＥ　孫　　鍾奏
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第６６号**
大阪市住吉区苅田４丁目11番22号　豊富マンション　203号
債務者　北口美由紀
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第８１号**
大阪府豊中市山ノ上町10番19―505号
債務者　坂本　忠夫
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第８３号**
大阪府寝屋川市下神田町20番10―401号
債務者　杉浦　和樹
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８４号**
奈良市七条西町１丁目37番10号
債務者　吉村喜代美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第３５２号**
奈良市今市町264番地
債務者　森田　清隆
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第３５３号**
奈良市今市町264番地
債務者　森田久美子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第３７２号**
奈良市南京終町７丁目522番地の２　サンプラザ南京終608号
債務者　田村　房子（旧姓津坂）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第３１４号**
香川県高松市今新町６番地９　ダイヤパレス今新町603
債務者　吉見　初惠
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係